

滋賀県レイカディア大学同窓会大津支部会則

(名称)

第1条 この会は、滋賀県レイカディア大学同窓会大津支部（愛称 レイカ大津）という。

(会員)

第2条 この会は、大津市在住の滋賀県老人大学校及び滋賀県レイカディア大学を卒業した者で、この会の目的に賛同する者をもって会員とする。

(事務所)

第3条 この会は、事務所を大津支部長宅に置く。

(目的)

第4条 この会は次の事項を目的とする。

- (1) 会員相互の親睦と教養の向上を図る
- (2) 諸活動を通じて地域社会の発展に貢献する
- (3) 母校の発展に寄与する

(事業)

第5条 この会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 研修会、親睦会、講演会等に関する事業
- (2) 文化、スポーツ活動に関する事業
- (3) 地域社会の貢献に関する事業
- (4) 母校の発展に寄与する事業
- (5) 同窓会本部事業に関する事
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(部会の設置と分掌事業)

第6条 前条の事業を行うため、次の部会・委員会を設け分掌事項を定める。

- (1) 健康部会は会員の健康増進のためのスポーツに関する事業
 - ・ グラウンドゴルフ、ゲートボール、ウォーキング、ハイキング等の実施
 - ・ 県、市の団体等が開催するスポーツ行事への参加
- (2) 文化部会は会員の趣味を生かした文化活動に関する事業
 - ・ 文芸、園芸、陶芸、彫刻、絵画、書、写真等の作品展の開催
 - ・ 短歌、俳句、川柳、絵手紙、紙芝居、パソコン同好会等のサークル活動
 - ・ 囲碁、将棋、マージャン、コーラス、カラオケ、マジック等のサークル活動
 - ・ 生涯学習推進フォーラム
- (3) 研修部会は会員の教養向上の為の研修事業に関する事業
 - ・ 研修旅行等の策定及び実施
 - ・ 講演会、公開講座、発表会等に関する事
- (4) 地域活動部会は地域の福祉、環境等にかかるボランティア活動に関する事業
 - ・ まちなか貢献活動（大津祭、ヨシ刈り、スッキリ土隊、囲碁・将棋対局など）
 - ・ 4地域毎の小学校支援活動
- (5) 広報部会は会報及びホームページ等の編集、発行に関する事業
- (6) 知名度向上委員会は大津支部知名度向上に関する事業

2 部会

(1) 役員は少なくとも一つの部会に部会員として所属する。ただし、会員希望による加入も可能とする。

- (2) 会員の部会入会先は原則自由とする。ただし、支部長、事務局長、事務局次長、HP 担当、事務局員若干名、顧問 1 名は広報部会の所属とする。
- (3) 部会長は第 9 条(1)記載の選考委員会によって推薦され、執行役員会及び役員会で協議し総会で決定する。なお、部会事情により副部会長を選出することもでき、部会長と同様に決定する。
- (4) 部会の提案事項（事業等）は部会長が役員会にはかり協議決定する。その広報（かけはしへの掲載と配布、チラシの配布等）は支部組織で実施する。
- (5) 部会長等交代時の業務引継ぎについて、別紙細則に基づき円滑な業務運営に努める。
- 各行事終了後、副支部長、部会長、及び各実行委員長は、支部活動報告を提出する。

(地域)

第 7 条 この会の地域を、下記の通りとする。

地 域 名	地 区 名	地区数
湖 西	志賀 堅田 日吉 唐崎	4
中 央	皇子山 打出 平野 膳所	4
石 山	晴嵐 南郷 田上 青山	4
瀬 田	瀬田 瀬田北 瀬田月輪 瀬田一里山 瀬田南	5

2 地域割りは、実施要領を定め決定する。

(役員)

第 8 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名 (2) 副支部長 4 名 (3) 部会長 5 名 (4) 事務局長 1 名
 (5) 事務局次長 1 名 (6) 会計 1 名 (7) 理事 原則として各地区 1 名
 (8) 幹事 各地区に若干名 (9) 監事 若干名 (10) ホームページ担当 1 名
 (11) 新入会員歓迎会&大津の集いと新年会の実行委員長 各 1 名 (12) 知名度向上委員長 1 名

2 この会に顧問と事務局員を置くことができる。

(役員を選任)

第 9 条 役員を選任は次によるものとする。

- (1) 支部長、副支部長、部会長、事務局長、事務局次長、会計、監事、顧問及びホームページ担当、知名度向上委員長は選考委員会（支部長、事務局長、事務局次長、会計、副支部長、各部会長等を含む支部長指名者で構成）において推薦し、執行役員会及び役員会で協議し、総会において決定する。
- (2) 副支部長は、原則として第 7 条の地域（4 地域）の理事と幹事の中から、各 1 名を候補者に出す。
- (3) 事務局員は支部長、副支部長、事務局長が協議し選出し、執行役員会及び役員会にはかり決定する。
- (4) 監事は第 8 条記載の理事と幹事を除く他の役員を兼務することはできない。
- (5) 理事は、第 7 条の地区の幹事の中から 1 名を互選する。
- (6) 幹事は、第 7 条の地区から選出する。
- (7) 本部理事は、支部長が役員会にはかり決定する。
- (8) 新入会員歓迎会&大津の集い及び新年会の正副実行委員長は、各地域から 2 名ずつ選ばれた実行委員の互選によって各 1 名を選出する。但し新年会の実行委員長は各地域の輪番制とする。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は次による。

- (1) 支部長はこの会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副支部長は各地域を代表し、地域を取りまとめ会務の執行にあたる。
- (3) 部会長は、本会の目的達成のために担当事業を主管し執行する。
- (4) 事務局長は支部長を補佐し、この会の会務執行に関する調整、事務事項の取りまとめを行う。
- (5) 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局員は事務局次長を補佐する。

- (6) 会計はこの会の会計事務を担当する。
- (7) 顧問は、会務に関する助言を行う。
- (8) 理事は地区を統括し役員会の構成員として会務の執行にあたり、資料配付の主担当とする。
- (9) 幹事は理事を補佐するとともに役員会の構成員として会務の執行にあたる。
- (10) 監事はこの会の会計を監査する。
- (11) ホームページ担当はホームページを作成し、維持管理する。
- (12) 第8条(11)記載の実行委員長は、各事業に関わる責務を遂行する。
- (13) 第8条(12)記載の知名度向上委員長は、知名度向上に関する責務を遂行する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任補充する。補充者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 期中途における役員増員は可能とする。その任期は現任者の任期の残存期間とする。

(会議)

第12条 会議は、総会及び役員会とし支部長が召集する。

- (1) 総会は、定期総会と臨時総会とする。定期総会は、年1回開催する。
臨時総会は、役員会が必要と認めたとき開催する。
- (2) 役員会は、支部長が必要と認めたとき開催する。
- (3) 総会の議長は、出席した会員のうちから選任する。
- (4) 役員会の議長は、副支部長が順番にこれにあたる。
- 2 事業計画及び予算の決定、事業報告及び決算の承認、会則の制定、改廃については、総会の議決を得なければならない。
- 3 会議は、構成員の過半数(委任状を含む)の出席を得て開催するものとする。

(執行役員会及び役員会)

第13条 執行役員会は役員会を円滑に運営するために設ける。

- 2 執行役員会は役員会の前に開催し、運営方針、報告事項案、協議事項案をまとめる。
- 3 執行役員会は支部長、副支部長、事務局長、事務局次長、会計、本部理事、5部会長、顧問、監事、ホームページ担当、知名度向上委員長、事務局員及び支部長の指名者で構成する。
- 4 役員会は、総会付議事項及び本会重要事項について協議する。
- 5 役員会は、執行役員会の構成員に各地域の理事、幹事及び第8条(12)記載の知名度向上委員長を付加して構成する。

(議決)

第14条 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数(委任状を含む)の同意を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

第16条 会員は次号に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 年会費は原則、支部会費、本部会費あわせ年2,000円とする。
- (2) 前号に拘らず、新卒者及び10月から3月末迄に入会する既卒入会者の会費は1000円とする。
- (3) 第1号に拘らず、当該年度に満88歳以上の会員は年会費を免除する。
- (4) 第1号に拘らず、夫婦会員・親子会員において、二人目会員の会費は年1,000円とする。
但し、一方が免除会員の場合、二人目会員の年会費を2,000円とする。

(会計区分)

第17条 本会の会計は一般会計と特別会計に区分する。

2 本会の運営は一般会計で行う。

なお、助成金については、別途管理とし、寄付金等は一般会計で管理する。

3 特別会計は、一般会計から繰出金として、所要額を積立て特定事業の費用に充てる。

4 特別会計の予算は、総会の承認を必要とする。

(支出経費)

第18条 本会の維持運営及び各種行事開催に要する経費を、次を通り整理する。

(1)本部会費 (本部で定められた額)

(2)5部会活動費 (健康・文化・研修・地域活動・広報)

(3)本会主体行事費 (新入会員歓迎&大津の集い・新年会等)

(4)地域活動支援費 (地域ミーティング等)

(5)本会活動費 (本部会費、諸会費、会議費、事務費、消耗品費、修繕費、交通費、通信費、保険料、雑費、予備費)

(6)知名度向上活動費 (会議費、事務費、交通費、通信費、保険料、雑費)

(7)繰出金 (特別会計の積立金)

2 経費は、請求書に基づく支払、立替え及び仮払いの精算による支払いとする。

(物品管理)

第19条 本会の物品管理は、物品管理簿により行い、物品の適正かつ効率的な使用、供用に努める。

2 物品の棚卸は期中と期末に行い、物品管理簿の改訂を行う。

(承認及び報告)

第20条 収支決算書、並びに収支予算案は、総会に付議し承認を受けるものとする。

なお、収支決算書は監査を受けたものに限る。

(個人情報保護)

第21条 本会の活動を遂行するのに必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、個人情報保護方針を定め、適正に運用するものとする。

2 個人情報を収集する際の文書及び収集した個人情報の下に、個人情報保護方針準拠マークを表示、貼付することで個別の文書(同窓会は除外)が大津支部個人情報保護方針に準拠して管理されていることを表示する。

附則

1984年(昭和59年) 11月施行、	1996年(平成8年) 4月13日一部改正
2003年(平成15年) 4月26日一部改正、	2004年(平成16年) 4月24日一部改正
2006年(平成18年) 4月23日一部改正、	2008年(平成20年) 4月20日一部改正
2009年(平成21年) 4月25日一部改正、	2010年(平成22年) 3月30日一字訂正
2011年(平成23年) 4月23日一部改正、	2012年(平成24年) 4月21日一部改正
2013年(平成25年) 4月20日一部改正、	2014年(平成26年) 4月18日一部改正
2015年(平成27年) 4月18日一部改正、	2016年(平成28年) 4月20日一部改正
2017年(平成29年) 4月20日一部改正、	2017年(平成29年) 4月1日施行
2018年(平成30年) 4月26日一部改定	2018年(平成30年) 4月1日施行
2019年(平成31年) 4月11日一部改定	2019年(平成31年) 4月1日施行
2020年(令和2年) 4月9日一部改訂	2020年(令和2年) 4月1日施行
2022年(令和4年) 4月15日一部改定	2022年(令和4年) 4月1日施行
2023年(令和5年) 4月20日一部改定	2023年(令和5年) 4月1日施行